

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月28日

独立行政法人国立文化財機構
分任契約担当役
東京国立博物館総務部長
金谷 史明

1 工事概要

- (1) 工事名 東京国立博物館本館12室改修工事
- (2) 工事場所 東京都台東区上野公園13番9号 東京国立博物館構内
- (3) 工事内容 東京国立博物館本館12室の内装等を改修する工事である。
- (4) 工期 平成22年12月24日（金）まで
- (5) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (6) 資材の搬入は正門及び西門を利用し、正門から資材の搬出入を行う際は、誘導員を配置すること。
なお、搬出入は原則休館日（月曜日）とし、やむ得ない場合には開館日の開館時間前（午前9時00分まで）または、閉館後（午後5時30分以降、土曜日は午後6時30分以降）とする。
また、休館日における正門からの搬出入については、東洋館耐震改修工事の施工者と十分に協議をすること。
- (7) 本工事は紙入札にて行う。（競争参加資格確認申請についても紙にて提出。）

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 平成7年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した都道府県又は市区町村から文化財の指定を受けている建物の修繕あるいは改修工事の実績があり、かつ、文部科学省における建設工事の建築一式工事がA・B・C等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 次に掲げるいずれかの基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① １級施工管理技士の資格を有する者、又は１級建築士の資格を有する者であること。
- (5) 当該分任契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 東京都に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 入札参加者は別紙競争加入者心得及び契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒１１０－８７１２ 東京都台東区上野公園１３番９号
東京国立博物館総務部経理課環境整備室（平成館３階）
電話 ０３－３８２２－１１１１（代） 内線２１９
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
平成２２年６月２８日（月）から平成２２年７月８日（木）の土曜日、日曜日を除く１０時００分から１７時００分まで
交付場所は上記３（１）においてデータにて交付（USBメモリ又は、MOディスクを持参すること）する。
- (3) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法
平成２２年６月２８日（月）から平成２２年７月８日（木）の土曜日、日曜日を除く１０時００分から１７時００分まで上記３（１）に持参すること。
- (4) 工事内訳書の提出場所及び入札の日時、入札書の提出方法
入札に先立ち平成２２年７月２８日（水）１６時００分までに工事費内訳書の提出を行うこと。工事費内訳書の提出方法は、封筒に入れ封印し、上記３（１）まで持参により提出すること。
入札は、平成２２年７月２９日（木）１０時３０分 東京国立博物館平成館３階第二会議室において行う。入札書は、会場にて提出すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 独立行政法人国立文化財機構会計規程第15条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書の作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ。
- (7) 一般競争参加資格を有していない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。